

2018年6月

2017年度
「事業報告」

(2017年4月1日~2018年3月31日)

(添 付)

☆「事業報告の附属明細書」

公益財団法人
全 労 連 会 館

「2017年度事業報告」

2017年度は、公益財団法人の6年度目となりますが、公益事業活動をさらに発展させると共に、会館建設から16年を経過する当財団の管理・運営、財政全般にわたってより安定した事業活動を追求し、着実な前進をとげることができました。

財団運営に当たっては定款の目的にある「勤労者の経済的・社会的地位の向上と福祉の増進、権利擁護、及び平和を守り、教育・文化の振興に関する活動を推進、支援し、関係する団体の活動の発展に寄与」するという公益財団としての公益目的・事業を着実に遂行するよう努力してきました。

その上で「2017年度事業計画書」に基づきその主要な柱を「公益目的事業」（会館施設提供事業）（会館施設・器材貸与事業）（教育学習・調査研究事業）に置くと同時に、会館建設から16年を経過した施設の保守・修理と設備の更新、とりわけ自家発電装置設置工事の完了、さらにはLED化の検討、公益財団法人の定款、就業規則・諸規程などに基づいた「会館の管理・運営」「体制整備」についても、課題を進めてきました。

I、公益目的事業・共収益事業 報告

当財団の定款では、「目的」（第3条）で「この法人は、勤労者の経済的・社会的地位の向上と福祉の増進、権利擁護、及び平和を守り、教育・文化の振興に関する活動を推進、支援し、関係する団体の活動の発展に寄与することを目的とする」とし、「事業」（第4条）では、「この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動の支援事業
- (2) 勤労者の社会的地位向上に寄与する教育、調査研究に関する活動の推進及び支援事業
- (3) 勤労者の思想・信条の自由、権利を守る活動の支援事業
- (4) 平和を守り、文化・芸術の振興を目的とする活動の支援事業
- (5) これらの事業を推進する関係団体に施設の提供・貸与するための「平和と労働センター・全労連会館」の管理及び運営に関する事業
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

この定款の「目的及び事業」に基づき「公益目的事業」を行っています。

1 公益目的事業

(1)「勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動の支援事業」

ア) 当財団の施設に入館し、利用している「全国労働組合総連合（全労連）」は、規約前文で「全国労働組合総連合は、日本の労働組合の全国的・全産業的な中央組織である。全国労働組合総連合は、日本の労働組合運動の積極的なたたかひの伝統を継承発展させ、働くものの利益・権利擁護、平和と民主主義、社会進歩のためにたたかう」としています。

平成 29 年度の実績としては、2017 年 7 月の第 55 回評議員会では安倍政権の 2 つの「暴走」（アメリカと一緒に「戦争する国づくり」、働く人々や地域を踏み台に大企業の利益に全面奉仕する「グローバル競争国家づくり」）に対して「3 つの基調」（①新 4 か年計画に基づく、組織拡大強化で 150 万全労連の実現、②アベノミクスに対して「全国最賃アクションプラン」や「地域活性化大運動」など地域からの共同による賃金底上げや中小企業支援による地場産業振興、循環型地域経済社会の実現、③戦争する国づくり、立憲主義まもれ、改憲策動に反対し、憲法を守りいかす国民運動の発展）のたたかひを提起した第 28 回大会決定を継承し、地域を軸に取り組みを進めてきました。

非正規労働者が 4 割に達するもと、ワーキングプア（働き貧困層）といわれる年収 200 万円以下の労働者が 4 年連続で 1100 万人を超え、「格差と貧困」が拡大するもとで介護などを中心に非正規労働者の賃金・労働条件改善など未組織の組織化に取り組んできました。また現行の最低賃金の地域間格差が 220 円もあるなかで、地域間格差による人口流出増が地域経済・社会の疲弊に深刻な影響路与えています。全労連は「全国最賃アクションプラン」を掲げ、全国で「最低生計費調査」をおこない、最低生計費は全国共通であることを社会世論化、自治体や国に対して、最賃引き上げと全国一律最賃制確立を要請してきました。また大きな社会問題となっている中国人やベトナム人研修生への労働基準法違反問題でも地方組織が積極的に対応し、日本政府をはじめ友好関係にある中国やベトナムの労働組合組織にも改善への努力を要請しています。

「憲法を守り、活かす」運動でも、野党と市民の共闘による運動の前進にむけて、「3000 万人署名運動」の推進など全国各地で共同前進への積極的役割を果たしています。「働き方改革」についても、雇用共同アクションなどの共同行動をはじめ全国過労死家族の会とも連携し、「高度プロフェッショナル制度の導入削除」、「8 時間働いて普通に暮らせる社会」の実現にむけて奮闘してきています。

イ) 「全労連・全国一般労働組合」は、多様な業種の職場と雇用形態の組合員を組織し、労働者全体の権利と尊厳を大切にし、解雇や差別を許さず、連帯の力で運動を進めています。とりわけ、大企業の社会的責任と政府の責任を問い、「最低賃金と中小企業振興の二大

運動」を中心に、社会保障拡充、大企業の横暴規制、憲法を守り、核兵器廃絶の運動をナショナルセンターである全国労働組合総連合と共に進めています。

平成29年度実績としては、職場の労働者の要求実現と仲間ふやしを中心に、地域の労働者との関わりや他団体との連携を強めるため、中小企業、中立労組、商店街、自治体などの訪問を全国的に行い、特に「最低賃金の大幅引き上げと中小企業振興」に関する署名の要請や宣伝などの行動に取り組む中、「特定秘密保護法」「戦争法」「共謀罪法」などの悪法の廃止や、「社会保障の拡充と労働法制改悪反対」などの政治的課題の解決もめざし、全国で運動を展開しています。

ウ) 他にも館内組織には、「働くもののいのちと健康を守る全国センター（いのちと健康全国センター）」があり、「働くものの労働・仕事や社会的要因により起こる健康障害と災害・疾病などを防止し、職場と地域の安全衛生の確保と完全な補償の実現のために、調査、情報収集、研究、政策提言などの活動を、関係団体（者）、専門家、地方・地域組織、海外の団体などと交流・連携、協力・共同して進め、働くもののいのちと健康・権利を守る事業を通じて、人間が尊重され、安心して働ける職場・社会の建設に寄与することを目的に」（規約）活動しています。

平成29年度実績としては、「建設アスベスト勝利に向け、国と建設メーカーの責任を問う」アスベスト学習会、「大規模災害時のメンタルヘルス・過重労働を考える学習会」を開くとともに「第12回地方センター交流集会」、労働安全衛生活動について系統的に学び、職場での実践力を確実に身につけることを目的に「第2回労働安全衛生中央カレッジ」を開催しました。また、「単産労安担当者会議」「化学物質研究会」「メンタルヘルス研究会」「SEと健康研究会」など働くものの健康に関する提言づくりを進めています。さらには「過労死等防止基本法」に基づく活動にも「全国過労死を考える家族の会」などと共に取り組んでいます。また、年4回発行の「季刊誌」、毎月発行の「全国センター通信」で活動の交流や職場の健康・安全に必要な情報提供を行っています。全国センターの会員や協力関係にある講師（大学の教授や研究者、専門家等）の紹介や学習会を開き、受講料も低額とし、受講しやすいものとしています。

エ) 1953年に「働く人びとの医療機関」として創立した「全日本民主医療機関連合会（全日本民医連）」は、現在47都道府県の病院・診療所・介護事業所など約1,800カ所の事業所が加盟し、そこに働く職員数は約9万人となっています。全日本民医連は、「いのちの平等」をめざし医療と福祉の活動を行う全国組織として、加盟している医療機関は無差別・平等で公益性を高めるために差額ベット料を徴収しておらず、「無料低額診療事業」は約400の病院・診療所等で行われています。また、「人権を尊重し、共同のいとなみとしての医療と介護・福祉をすすめる、人びとのいのちと健康を守る」ことや「地域・職域の人びと

と共に、医療機関、福祉施設などと連携を強め、「安心して住み続けられるまちづくり」に取り組み、この運動に関わる地域の共同組織の構成員は、360万人を超えています。

平成29年度実績としては、被災直後から行っている東日本大震災の被災地への支援活動を継続し、福島支援では福島県をはじめ各地へ避難された被災者へ健康管理、生活相談等を行っています。また、仮設住宅から公共住宅へ転居された方の訪問調査を行い、4割の方が家賃支払いの苦しさを訴え、生活不安では健康についての不安が一番多い状況となっているなど、被災者に寄り添う取り組みを継続して取り組んでいます。また、2016年7月の北九州豪雨災害では、東峰村対策本部より医療支援の要請を受け、医師、看護師等の医療チームの派遣を行っています。

貧困と格差拡大がいのちと健康を脅かす問題であり、全国の病院等より「経済的事由による手遅れ死亡事例調査」を行い、無保険もしくは資格証明書、短期保険証の状態や保険証を保持しているが経済的事由により受診が遅れ死亡に至った事例と、介護保険制度改定の影響による介護困難に関する789事例の調査では、改定の影響で6割を超える方が状態や病状の悪化の状況となること、生活援助の利用制限による日常の家事支援では約9割の方に影響があること、多くの利用者が病気、障害を抱え、経済的な事情や増大する家族の介護負担のもとで生活を続けている実態について記者会見を行い報告しています。

厚生労働省の「医療の質と評価・公表等推進事業」では、国際的にも対応できる指標群となっていること、日本の医療・介護の質を高める目標が共有され進めていること、各施設の特徴を生かした取り組みとしていることなど患者を中心とする医療の質の評価、加盟する中小病院の積極的な取り組みが評価されています。

国際的な取り組みでは、国連経済社会理事会（ECOSOC）の協議資格が付与され、日本国内の人権侵害や貧困と格差の拡大の実態調査を行い、その実態を発信する等の取り組みを進めています。引き続き、国際 HPH カンファレンス 2017（オーストリア ウィーン大学開催）に参加し17演題を発表し国際交流を行っています。また、2015年に結成された日本 HPH ネットワークでは、HPH コーディネーターワークショップ、HPH カンファレンスに積極的に関わり、HPH ネットワークへの加盟事業所は84事業所となっています。

（HPH：Health promoting hospitals & Health Services. WHO が提唱している健康増進活動を地域で進めていく病院や診療所のことを指し、WHO のもとに国際ネットワークがあります）

オ) 財団は、これらの団体が行っている「勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動」の発展に寄与する為、財団所有の会館施設を全労連には4階フロア全部と3階フロアの半分、全日本民医連には7階と8階のフロア全部、いのちと健康全国センターには6階フロアの一部、全労連・全国一般には9階フロアの一部を提供すると同時に、快適な施設環境にし、各団体の利用の利便性を高めるなどを通してその活動を支援しています。

(2)「勤労者の社会的地位向上に寄与する教育、調査研究に関する活動の推進及び支援事業」

ア) 「労働者教育協会」は、「科学的社会主義の立場に立って、哲学、経済学、労働運動をはじめ、人民運動についての基礎的理論、内外の政治・経済情勢の特徴などを教育・普及することを目的」（会則）に、「学習の友」など出版物の編集や「勤労者通信大学」の開催、各種学習会への講師派遣など学習・教育活動を行っています。

平成29年度実績としては、勤労者通信大学で1000名を超える受講生の学習に寄与し、『学習の友』を使った読者会・学習会活動にとりくみました。「憲法大学習運動」を呼びかけ、そのテキストとして「ほんとうに憲法を変えてもいいの」と題する『学習の友』別冊を発行し、その普及にとりくみました。また、憲法、安保条約、経済情勢などさまざまな学習会への講師派遣などをおこない、職場・地域における学習・教育活動をすすめています。さらに基礎的理論の研究や運動にかかわるセミナーの開催もしています。

当会館は、労働者教育協会と東京の組織（東京学習会議）に5階フロアの一部を事務所として提供すると同時に、学習会や通信大学のスクーリングなどにもホールや会議室を優先的に貸し出しています。

イ) 「産別会議記念労働図書資料室」には、産別会議の資料をはじめ、戦後の労働運動、プロレタリア文学の資料、市民運動、平和運動等の資料や図書等約1万点が保管されています。これらの書籍・資料等は、財団で派遣している2名の要員が収集、整理しており、労働運動総合研究所の研究者と共同して研究活動や大学などの図書館との連携も行っています。

平成29年度実績としては、蔵書と資料の整理、全蔵書のリスト化などが進められました。理事会の確認により「産別会議記念・労働図書資料室」として「社会・労働関係資料センター連絡協議会」に加入しました。また、全労連加盟組合や労働運動活動家等の協力により「労働組合の年史」や「労働運動の資料」「各団体の資料」等が集まり、整理されています。

ウ) 当財団では、「会館ロビーでの学習図書・資料等の普及活動」を公益目的事業である「教育活動」の一環として行っています。当会館に入居し公益目的事業を行っている「維持会員」の団体が発行している学習図書・資料・パンフをはじめ、定款の目的と事業に資する図書や資料・パンフ等が多くの勤労者に普及するよう、会館ロビーの一部の場所を提供しています。

平成29年度実績としては、常時70数種類の図書・資料・パンフ等が展示・販売され、約200種類・1575冊が販売・普及されています。

(3)「勤労者の思想・信条の自由、権利を守る活動の支援事業」

ア) 当会館に入館している「日本国民救援会」は、戦争反対・民主主義を求めて弾圧された人々を、市民的な力で救援する団体として、1928年4月結成されました。戦後は、戦前からの経験を生かし、日本国憲法のもとで、権力の横暴を許さず、誤った裁判をただし、人権を守る活動に取り組んでいます。

平成29年度実績としては、倉敷民商弾圧事件、袴田事件や名張毒ぶどう酒事件、大崎事件など冤罪事件、労働事件など、全国で100を超える人権を守るための事件を支援しています。また、国民の基本的な人権を侵害する共謀罪に反対する運動をしています。さらに、社会の進歩と革新、平和と民主主義を求めたたかっただ故人を顕彰・追悼する「解放運動無名戦士合葬追悼運動」なども行っており、今年第71回を迎え、全国から1,000名以上が参加しています。

イ) 同じく館内団体に「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟（治安維持法賠償同盟）」があります。1925年に制定された治安維持法により、制定から廃止されるまでの20年間に、当初は、共産主義運動への適用とされましたが、次第に適用範囲が広げられ、知識人、市民、宗教者をはじめ全国民に取り締まり対象が拡大、数十万人が取り調べを受け、送検者は68,274人、うち起訴者は6,550人、小林多喜二をはじめ虐殺された者93人、刑務所での虐待・暴行、発病などの獄死者は400人余のぼります。

平成29年度実績としては、治安維持法賠償同盟は、これら犠牲者への謝罪と賠償を求めて「国家賠償法」（仮称）の制定を求めて国会請願活動、地方議会での意見書採択を求める請願、陳情などに取り組んでいます。また、生存する犠牲者が少なくなっていることから、犠牲者の証言と、治安維持法制定の歴史的背景などをまとめたドキュメンタリー映画「種まく人びと」（45分）を製作・普及に取り組んでいます。

ウ) 当財団は、国民救援会中央とその東京の組織である都本部に5階フロアの約3分の2を提供すると共に、治安維持法賠償同盟には、9階フロアの一部を提供して、ホールや会議室の利用にも便宜を図っています。

(4)「平和を守り、文化・芸術の振興を目的とする活動の支援事業」

ア) 館内団体である「原水爆禁止日本協議会（日本原水協）」は、1954年から55年にかけて取り組まれた3200万の原水爆禁止署名による世界的な反核平和運動の高揚の中で、1955年9月「核戦争阻止」「核兵器全面禁止・廃絶」「被爆者救援・連帯」の3つの基本目標をかかげ結成されました。それ以後、今日まで半世紀以上にわたり、こ

の基本目標を堅持し、広島・長崎での「原水爆禁止世界大会」の開催、核兵器廃絶の世論を広げる活動を続けています。

平成29年度実績としては、日本原水協は日本と世界の平和運動、そして国際政治が長年にわたって求め続けてきた核兵器禁止条約への展望が開かれる歴史的局面を迎えるもとので、それを現実のものとするために、被災63年3・1ビキニデー、国連交渉会議Ⅰ（3月）、イギリスでの被爆者遊説（3-4月）、国民平和大行進、国連交渉会議Ⅱ・ニューヨーク行動（6-7月）、原水爆禁止2017年世界大会、「平和の波」行動（9/20-26）、国連軍縮週間の行動などの諸行動に全力を挙げてとりくんできました。7月7日国連会議で核兵器禁止条約が122ヶ国の賛成で採択され、人類史上はじめて核兵器が明文上も違法化されました。これらの活動は、国連、政府・公的機関、NGO、世界の反核平和運動との共同・連帯の発展、市民社会の役割の飛躍的拡大、「ヒバクシャ国際署名」運動にも見られるように日本国内で広範な団体・個人との共同、自治体関係者との協力の前進など、多くの点で新たな成果と教訓を刻むものとなっています。

当財団は、日本原水協と被爆者団体の東京組織である「東友会」に6階フロアの約3分の2の事務所を提供し、ホールや会議室の利用にも便宜を図っています。

イ) 1946年4月に創立された「**日本美術会**」は、「広汎な人々の生活・意識と創造性に結びつき、現代日本の課題に応える美術の創造をめざし」、美術に関する諸問題についての研究・調査及び提案や各種の展覧会、研究会、講演会等の開催、後援を行い、美術研究所の設置ならびに運営などの事業を行っています。日本美術会が主催している「**日本アンデパンダン展**」は、1947年第1回が行われ、日本美術会の会員ばかりでなく、多くの人達が参加し、出品者は全国に及んでいます。またこの展示会に合わせてシンポジウム等も行われています。

平成29年度実績としては、日本美術会は創立70周年を昨年迎え、また付属研究所・民美も開設50周年を迎え、2階ホールにて盛大な記念祝賀会を行いました。

発足から美術の民主的な発展と新しい価値の創造目的とし、平和を願う姿勢は変えず、2017年3月の第70回記念アンデパンダン展には、出品者数673名、鑑賞者数は16155名で前年度を上回りました。記念展のメインとして、60年代作品を収集した特別展示や資料展示、記念誌発行など、多彩な企画が催行され、大好評を得ました。また「東日本大震災被災地」へのチャリティ展も減少ながらも継続し、支援しています。その他、日本美術会の担い手育成を目的とした（現況ではそれのみではない）民美が常時アトリエとして使用、創作に励んでいます。「美術運動」誌の刊行や年に一度の写生会実施も毎回好評を得ています。

当会館は、最上階に自然光が入る約60平方メートルのアトリエを含む約105平方メートルの事務所を日本美術会に提供し、会議室やホールなども研究会や展覧会に貸与しています。アトリエでは連日「美術研究所の活動」や「講座」「研究会」などが開かれています。

(5)「これらの事業を推進する関係団体に施設の提供・貸与するための『平和と労働センター・全労連会館』の管理及び運営に関する事業」

ア) 財団の所有するホール・会議室は会館の入居団体をはじめ、「定款」の目的・事業趣旨に合致する多くの諸団体にも広く活用されており、**平成29年度**は前年度より利用団体数・利用者数共増加し、約200団体、のべ10万人以上が利用しています。ただし「定款」の目的・事業趣旨に合致しない団体の利用（企業の営利目的、宗教団体の布教活動等）は、お断りしています。

イ) また、当財団は、館内入居団体の公益活動を行っている団体には、館外団体より先行して予約ができるようにすると同時に、利用料も館外団体よりも安く設定し、さらに、青年の活動を支援するため青年が主催する集会・会議等は通常料金の半額としています。また、利用者の便宜をはかるべく施設・機器の改善・修理、更新、視聴覚器材など付帯設備の拡充整備などをすすめ、それらの機器を無料提供して公益活動の支援を行っています。

2 共収益事業

ア) 当財団の施設に入館・利用している団体は、ほとんどが公益的活動を行っています。が、「株式会社・学習の友社」は、出版社として収益事業を行っており、また「民医連厚生事業協」は、民医連の職員に対する厚生事業を行っており、共益的の事業となっています。それらの団体の賃貸料、会議室利用料等は共収益事業として「収1」としています。

出版業界の業績は1998年をピークに毎年下がり続け構造的な不況業種となっています。「学習の友社」も業界と同様な業績状況にあり苦しい経営を続けています。**平成29年度**も引き続き月刊誌「学習の友」の読者拡大を取組みましたが、全体としては減誌傾向を脱することができず、計画したような成果を出すことができていません。新刊書籍は12点目標に対し10点にとどまりましたが、書籍全体の売上げは前年より620万円増となりました。こうした中で製造費削減、販売・一般管理費削減をすすめ決算は50万円の黒字でした。30年度は10月～12月の3ヵ月間で『学習の友』拡大月間にとりくみ、2000人の新読者を迎える計画です。新刊書籍は、企画、製造費、価格、

普及ルートをよく研究し、12点刊行をめざします。

「全日本民医連厚生事業協同組合（民医連厚生事業協）」の平成29年度の事業は、指定職員向けに「共済だより」の発行、実務担当者には「ブロック実務研修会」を実施しました。また、福利厚生事業では、「バレーボール大会」「写真コンテスト」「大縄跳び大会」「You Tube動画企画」「クイズ企画」「ヘルスチャレンジ・ジョギング オクトーバーラン」「囲碁将棋交流ツアー」などを行いました。

イ) また、館内入館団体の先行予約がない場合は、館外団体にも利用料（館内団体より若干高く設定）を徴収してホール・会議室の利用を認めています。館外団体の多くは、組合員や会員のための共益的活動を行っている所が多いため、その会議室利用等は共収益事業として「収1」にまとめています。さらに、大型印刷機を使用した印刷事業や、貸車庫・貸倉庫の事業も「収1」の事業としています。これらの共収益事業も公益法人に認定されて以来、ほとんど変わっていません。

Ⅱ、業務報告

1 財団運営について

① 財団の意思決定機関である評議員会は、年度中2回（「第11回定時評議員会＝2017年6/22」「第12回評議員会＝2018年3/26」）開催し、「2016年度事業報告」「2016年度決算報告書（計算書類）」「2018年度事業計画書」「2018年度収支予算書」等の確認と「役員（補欠を含む）の選出」（任期：2019年6月定時評議員会終結の時まで）を行っています。

② 財団運営の要である理事会は、定款通り四半期ごとに定期開催し、年度中5回（「第23回＝2017年6/5」「第24回（書面による同意）＝6/28」「第25回＝9/25」「第26回＝2018年1/10」「第27回＝3/8」）行い、管理、運営、業務、財政の執行状況の掌握等を行うと同時に、「役員・評議員会の推薦」や「理事長、常務理事、常任理事の選任」等を行なっています。

③ 「常任理事会」は、今年度ほぼ2カ月に1度、計7回（第34回＝4/12）（第35回＝5/23）（第36回＝7/6）（第37回＝9/6）（第38回＝11/14）（第39回＝12/20）（第40回＝2018.2/20）開催し、理事会・評議員会等の会議の準備や自家発電装置設置工事の施工業者の確定、日常運営の重要事項の起案・稟議・確認、執行等を行ってきました。

④「長期計画検討委員会」は、この間4回（第17回＝7/10）（第18回＝9/20）（第19回＝11/28）（第20回＝2018.1/23）行われ、「自家発電装置設置工事の見積り、契約会社の決定、発注」や「全館LED化の検討」「資金計画の検討」等を行ってきました。

⑤「理事構成団体会議」を4月26日に開催し、「役員・評議員の推薦」等を協議しています。また「評議員選定委員会」を6月15日に行い、理事会より推薦された「評議員（補欠を含む）全員の選出」（任期：2021年6月定時評議員会終結の時まで）を行っています。

⑥ ほぼ月2回の事務局会議を今年度24回行い、2ヶ月に1度の会館運営委員会を5回、滝野川資料センター運営打合せ会議を4回、ユタカサービスとの定期協議を6回行っています。さらに「会館通信」を今年度9号発行して、民主的運営と方針や連絡事項の徹底を図ってきました。

⑦ 2017年9月13日には「公益法人会館交流会」と「労働関係会館交流会」を開催し、7会館13名が参加して、「公益法人への内閣府の立入り検査の内容」や「各会館の施設・設備等の日常的メンテナンス、施設の修繕、大型機器更新等の実施と計画」などで他の公益法人・労働関係の会館との交流を行いました。

2 内閣府への届出・提出、登記、契約関係等

①「第23回理事会」「第11回定時評議員会」で満場一致確認された「2016年度事業報告」「2016年度決算報告書（計算書類）」は、6月27日内閣府の公益認定等委員会に「事業報告等の提出」を行い、審議完了となっています。

②「第11回定時評議員会」と「評議員選定委員会」で選出された役員と評議員は、8月1日「東京法務局への登記」を完了し、8月8日に内閣府の公益認定等委員会に「変更の届出」を提出し、受付済となっています。

③「第27回理事会」「第12回評議員会」で満場一致確認された「2018年度事業計画書」「2018年度収支予算書」は、3月28日内閣府の公益認定等委員会に「事業計画書等の提出」を行い、受付済となっています。

④ 全労連と全日本民医連との「金銭貸借契約書」の返済期限を「1年延長」する契約を2017年4月1日、両者と結びました。

⑤「株式会社ジョウナン」との「空気清浄機メンテナンス委託契約」、ダスキン、エプソン、ファーストサーバーとの契約を4月1日前年と同内容で結びました。「会館利用

(管理者)用」と「エレベーター使用」の「賠償責任保険契約」を例年通り保健医療研究所を通じ「三井住友海上」と契約しました。

⑥「自家発電装置設置工事」に伴い、7月12日に平和電気KKと「工事請負契約」を結びました。さらに、この関連でいずみ電気管理事務所と「自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書」等と平和電気KKと「非常用発電設備点検契約書」を結びました。「空調設備更新工事」完了から1年が経過し、保障期間が過ぎましたので、12月から東京ガスとGHPメンテナンス契約を行いました。

3 会館管理関係

①「自家発電装置設置工事」や「全館照明設備更新」等の検討のため「長期計画検討委員会」をこの間4回開催しました。これらの会議では、自家発電装置設置工事の「見積り会社の選定」や「見積額・施工業者の決定」「工事の工程や具体的内容」等を検討し、自家発電装置設置工事は2017年12月に終了しました。

「工事の内容」等は、第25回理事会(9/25)に報告すると共に、長期計画検討委員会や会館運営委員会にも報告し、会館通信にも随時載せて、進行状況を確認しながら工事を進めてきました。

「工事費用(15,843,600円(消費税込))は、工事の検収後、12月12日に修繕積立預金から支払いました。

② さらに「全館照明設備更新」と「資金計画」についても長期計画検討委員会で検討し、「LED化のメリットや工事内容」等で「4社からのプレゼン」なども行い、「全館照明設備更新工事の概要」をまとめ、理事会・評議員会に報告して「2018年度事業計画」に盛り込まれました。

③ この間、理事会や会館運営委員会等で「安全・安心の全労連会館」について検討や訓練、対応等を取ってきました。

10月4日「全館防火・防災訓練」を行い、約100名の会館勤務員等が参加しました。2階ホールで100名規模の会議、3階全労連会議室、8階民医連会議室でも会議が行われているとの想定で訓練が実施され、消火器ばかりでなく消火ホースの取り扱いも訓練し、救急対応、AEDの操作訓練を含め充実したものとなりました。本郷消防署から消防学校の学生3名を含む5名が参加し、担当者からは高い評価を受け、署内で写真展示したいとのことでした。

④ 1月10日に恒例の「2018年全館新春昼食懇親会」を開催、館内勤務員、業者などの協力会のメンバー約180名が参加しました。今年は、財団設立50周年にあたり、杉浦

正男初代常任理事を招きご挨拶をいただき、「(公財) 全労連会館と館内団体のルーツとあゆみ」のパワーポイントも上映され、各団体の今年の抱負、新人紹介等を含め有意義な集会となりました。

4 施設提供・貸与、教育事業等関係

① この1年間の会館のホール・会議室等の利用状況は、ホールは40数%、304・305号室は平均すると40%前後、全体では30数%と前年度よりもやや増加しています。この間の特徴は、外部組織の新しい団体の利用が増え、「会議室収入」は予算をオーバーしています。この間の各団体の活動の増加やホームページの改善、全労連会館のホール・会議室の利用のしやすさが次第に広がっている反映と思われます。

② 看板作成等の印刷事業は、外部団体の注文が増えましたが、館内団体の注文がやや減り、予算を若干下回っています。

③ ロビー等での書籍販売の教育事業収入は、本の種類・出版社、交換頻度を多くし、ロビーの監視カメラの設置により不明金が少なくなり、予算を大幅に上回っています。

④ 「労働図書資料室の資料収集、調査・研究活動」は、滝野川資料センター運営打合せ会議をこの間5回行い、蔵書と資料の整理、全蔵書のリスト化などが進められました。理事会の確認により「産別会議記念・労働図書資料室」として「社会・労働関係資料センター連絡協議会」に加入しました。

5 会館設備保全関係

「年間管理計画」に基づき、設備の整備・点検、清掃、防災設備点検等を定期的に行うと共に、ユタカサービスとの定期協議を6回行い、その充実と問題点の改善、設備の修理・点検、経費の節約等を行ってきました。さらに、会館建設から16年を経過し、設備・機器の更新、改善等も行ってきました。

① 空調設備更新工事が完了し、電気代、ガス代等の費用が下がりましたので、4月から館内団体の電気代単価を3円引き下げ、ガス代も引き下げました。

② 例年行っている5月の連休中に「警報設備点検(5/3)」と「消防設備点検(5/4)」 「全館停電漏電検査(5/5)」を今年度も実施しました。今年度はさらに全館の「盗聴検査」も行いましたが、特に問題はありませんでした。

③ 「安全・安心の全労連会館」対策として、「各部屋の防災・地震対策状況(防災・救急備品等含め)」の点検を8月末に行い、注意点を指摘しました。

④ この間、6F給湯器の交換、EVドアモーター交換、EV停電バッテリー交換、5F女子トイレのドア、6F原水協のドア、事業協のドアの修理、3F椅子修理、4Fファンモーターの部品交換、非常灯・誘導灯のバッテリー交換、消火機器等の修理・交換等を行いました。2階ホールの後の監視カメラが故障しましたので、修理・交換しました。

⑤ 2Fホールハンガー掛けとマイクの購入、換気扇の部品買い置き、バックヤードの喫煙所の椅子と2Fホールの椅子が破損等で足りなくなったため、補充分として30脚購入しました。また、管理室のコピー複合機が故障のため交換し、サイバー攻撃対策として統合脅威管理機器を導入しました。さらに看板用パソコンと地震対策用品、備蓄品等を購入しました。おむつ交換台設置の要望がありましたので、会館運営委員会で確認し、多目的トイレに設置しました。「3階ハンガー掛け」「2階ホールのパネルスクリーン」「3階会議室用ホワイトボード」「自転車バッテリー」等の購入、「3階の椅子の補充」等を行いました。

⑥ 会館運営委員会で検討し、1階ロビーの書棚を「自由貸出し文庫」に活用することにしました。

⑦ 「JR御茶ノ水駅の案内表示」は、費用対効果（年間21万円）等を検討し、契約期間（4年）が切れる2月末で解約しました。

（ 以 上 ）

事業報告の附属明細書

「重要な事項は、事業報告に記載しました」

（ 以 上 ）